

(別 紙)

太陽光発電施設に係る早期の法整備を求める意見書（案）

我が国は、福島第一原子力発電所の事故以降、電力の安定供給を図るためのエネルギー政策として、純国産のエネルギー源である太陽光・風力・水力・バイオマス等の再生可能エネルギーの導入拡大を推進してきた。

また、地球温暖化対策に関するパリ協定の目標の達成に向け取り組むことも喫緊の課題である。

そうした状況のもと、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーとして、太陽光発電施設が急速に拡大している中、特に、大規模太陽光発電施設（いわゆるメガソーラー）整備については、大規模に森林を伐採して造成工事を行うなどにより、土砂災害等の自然災害の発生、景観への影響、周辺環境の保全等に対する懸念が各地で生じている。

大規模な事業は、その実施による周辺環境や景観への影響について、事業実施前に十分な調査と対策の検討が必要であることから、環境影響評価法の対象となっているが、太陽光発電施設は対象事業となっていない。

国においては、昨年8月から、太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会を開催し、先般報告書を取りまとめたところであり、今後、環境影響評価法施行令の改正手続を行う予定とされている。

よって、国においては、太陽光発電施設の設置に当たり環境への適切な配慮が行われるよう、下記事項について実施するよう強く要望する。

記

大規模な太陽光発電施設建設については、環境影響評価（環境アセスメント）の対象事業とするよう、早急な法整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
経 済 産 業 大 臣
環 境 大 臣

} 宛